

ひろしまけん 交通指導員だより

2020.7
第46号

発行：
広島県環境県民局
県民活動課
(交通安全対策室)

2020年
広島県交通安全
年間スローガン

「あおるより
ゆるるあなたが
かっこいい」

自転車特集

広島県では、毎年5月を自転車マナーアップ強化月間としていますが、今年も、新型コロナウイルス感染症の影響で、関連イベントは中止となりました。しかし、学校が再開され、自転車に乗り始める小学生、自転車通学や塾通いを始める中・高校生、また、公共交通機関を避けて自転車を利用する人が見込まれることから、自転車に関する記事を掲載します。

～毎月1日は「自転車安全利用の日」～

自転車に関係する交通事故は、全体の約2割を占めています。その内の約3割を10代が占め、特に高校生の占める割合が大きくなっています。

近年、自転車利用者の、赤信号無視、車道の斜め横断、夜間の無灯火、携帯電話を操作しながらの運転、下り坂でスピードを落とさず交差点に進入するなどのルール違反等により、自転車が加害者となる交通事故を引き起こしています。被害者が死亡したり重篤な後遺障害が生じ、高額な損害賠償を命じられる判決が多数出されています。なかには、9,000万円を超える事例もあります。

万が一に備え、
自転車保険に加入しましょう！



※ 毎月10日は「高齢者の交通安全の日」
※ 毎月20日は「飲酒運転根絶の日」

～ 自転車保険の種類について ～

- 1 自転車保険には、様々な種類があり、それぞれカバーする補償内容が違います。
- 2 補償内容は、「自分のケガ」を対象とするものだけでなく、「相手への賠償」を含むもの（賠償責任保険）なのか、補償内容を十分確認して、加入してください。
- 3 自転車保険には、
 - ① 保険会社が提供する自転車に特化したもの
 - ② 自動車保険や火災保険の特約として付帯しているもの
 - ③ (公財)日本交通管理技術協会のTSマーク付帯保険
 - ④ (一財)全日本交通安全協会の提供するもの
 などがあります。

《参考》都道府県別・総事故件数に占める自転車関連事故件数の割合 (2019年, 単位: %)

全国	21.9	三重	11.8
北海道	15.2	滋賀	17.6
青森	12.5	京都	22.5
岩手	12.7	大阪	35.4
宮城	15.5	兵庫	26.1
秋田	11.7	奈良	16.6
山形	10.5	和歌山	15.1
福島	11.3	鳥取	14.8
茨城	13.5	島根	12.7
栃木	23.4	岡山	18.5
群馬	18.6	広島	20.1
埼玉	28.8	山口	12.6
千葉	25.5	徳島	18.6
東京	43.0	香川	17.8
神奈川	24.0	愛媛	19.4
新潟	14.6	高知	21.7
富山	10.6	福岡	15.3
石川	13.1	佐賀	11.1
福井	11.1	長崎	3.6
山梨	12.3	熊本	15.2
長野	12.3	大分	12.5
静岡	14.9	宮崎	11.1
岐阜	16.4	鹿児島	8.6
愛知	23.5	沖縄	7.6

一般財団法人全日本交通安全協会では、自転車保険「サイクル安心保険」の加入者を募集しています。

- ・掛金は年間1,230円(賠償のみプラン)から
- ・補償額は1億円+示談交渉サービス

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
<http://www.jtsa.or.jp/jitensyakai/index.html>



【お問い合わせ先】取扱代理店
株式会社インシュアランスサービス ☎ 0120-691-744
(受付時間 平日：午前9時から午後5時)

広島県夏の交通安全運動

■実施期間

令和2年7月11日～20日

・年間スローガン

「あおるより ゆずるあなたが かつこいい」

・キャッチフレーズ

「なくそう交通死亡事故・アンダー75作戦」

～2020年へ向けて～

■運動の重点

子供と高齢者の安全な通行の確保

・子供と高齢者に対して、思いやりのある運転に心掛けましょう。

・ライトや反射材を活用しましょう。

高齢運転者の交通事故防止

・通り慣れた道路でも油断せず、しっかりと安全確認しましょう。

・安全運転サポート車（サポカーS）を検討しましょう。

飲酒運転の根絶

・飲酒運転を絶対に行わない・させないようにしましょう。

自転車の安全利用の推進

・自転車安全利用五則を守りましょう。

横断歩道は歩行者優先

・横断歩道を渡るうとして歩行者や、渡っている歩行者がいる場合は、一時停止して横断を妨げないようにしましょう。

■横断歩道は歩行者優先

信号機のない横断歩道は歩行者最優先

・横断歩道を渡るうとして歩行者や、渡っている歩行者がいる場合は、一時停止して横断を妨げないようにしましょう。



STOP! あおり運転!!

改正道路交通法：令和2年6月30日施行 ～あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備～

①妨害運転(交通の危険のおそれ) あおり運転をした場合

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**(※10種類の違反。右参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

違反点数25点

免許取消し(欠格期間2年)

※ 前歴や累積点数がある場合には最大5年

②妨害運転(著しい交通の危険) あおり運転のせいで危険が生じた場合

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

違反点数35点

免許取消し(欠格期間3年)

※ 前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反

妨害(あおり)運転の対象

となる10種類の違反

- 通行区分違反
- 急ブレーキ禁止違反
- 車間距離不保持
- 進路変更禁止違反
- 追越し違反
- 減光等義務違反
- 警音器使用制限違反
- 安全運転義務違反
- 最低速度違反(高速自動車国道)
- 高速自動車国道等駐車違反



あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を!!